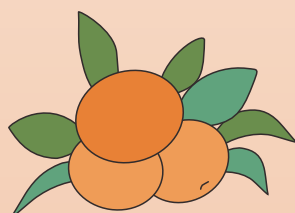


# 第3次宇和島市男女共同参画基本計画

ひとりひとり  
～ともに創ろう男 女が輝くふるさと うわじま～

<概要版>



平成30年3月

宇和島市

# 計 画 の 概 要

## 男女共同参画の推進に向けて

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、市場経済の国際化や高度情報化などの社会経済情勢の変化等により、大きく変化してきています。このような変化に対応しながら、社会全体の活力を増し人々が将来への夢を持つために、男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、この計画を策定しました。

## 計画の位置付け

この計画は、宇和島市男女共同参画推進条例第8条に規定された基本計画であり、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」にあたります。

また、国の「第4次男女共同参画基本計画」や県の「第2次愛媛県男女共同参画計画」、本市条例、「宇和島市総合計画」及び「宇和島市特定事業主行動計画」等の関連計画との整合性を図ります。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく本市における基本計画と位置付けます。

## 計画の期間

本計画の期間は、2018年度から2027年度までの10年間とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行うこともあります。

## 基本的な考え方

男女が差別されることなく、個性と能力を十分に発揮することができる

“**ともに創ろう** ひとりひとり **男女が輝く** **ふるさと** **うわじま**” を目指し、3つの基本目標に沿って計画を推進します。

**基本目標Ⅰ** あらゆる分野における女性の活躍（女性の活躍推進）

**基本目標Ⅱ** 全ての世代への男女共同参画意識の浸透（意識改革）

**基本目標Ⅲ** 生涯にわたり安心して暮らせる社会づくり（環境の整備）

# 計 画 が 目 指 す 姿

## 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

仕事とその他の活動の両立支援が充実されることで、子育て期・介護期においても、誰もが様々な分野で能力を発揮できるようになります。

男女がともに政策・方針決定過程へ参画することで、幅広い意見が社会に反映され、多様な価値観をそなえた、柔軟性と活力に富む社会が実現されます。

多様な働き方が定着し、職場において、性別にかかわらず誰もが自分の能力を最大限に発揮できるようになり、日本経済全体の活性化が実現されます。

長時間労働が解消されることで、男性の家庭への参画が容易になり、男性が子育て・教育により関わるできるようになります。

男性が積極的に地域活動に参画するとともに、地域活動の方針決定過程へ女性がさらに参画することで地域活動が活性化され、地域機能が回復します。

## ここがポイント！

男女共同参画社会は、性差を否定したり、「男らしさ、女らしさ」や男女の区別をなくして人間の中性化を目指したりするものではありません。

また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定するものではなく、男女がお互いの身体的特質を理解し合い、相手に対する思いやりと協力の精神を持つことで成り立つ社会です。

## 基本目標 I

# あらゆる分野における女性の活躍(女性の活躍推進)

活力ある男女共同参画社会を実現するためには、全ての男女が個人として対等な立場で参画し、活躍することができる社会を形成することが必要です。特に、男性においては、自らの意識改革だけでなく、従来の男性中心型労働慣行を転換していくための支援が求められます。

そのため、性別による差別的取扱いの防止や、家族経営型の自営業や農林水産業においても、男女が対等なパートナーとして経営に参画できる就業環境の整備を推進し、誰もが自分らしくいきいきと仕事に誇りを持ち、安心して生活できる地域づくりを推進します。

また、ポジティブアクションによって職場における男女間格差の是正を図るなど、女性があらゆる分野で個性と能力を発揮することができる環境づくりを進め、自らの能力を高め活躍の場を広げる活動を支援します。

### 推進方策 1

#### 政策・方針決定過程への女性の参画促進

1. 行政の審議会等への女性登用の推進
2. 市女性職員の管理職への登用等の推進
3. 企業・各種団体等における意思決定過程への女性の参画促進

### 推進方策 2

#### 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

1. 企業等における女性の活躍推進に向けた取り組みの支援
2. 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進
3. 再就職や起業活動等へのチャレンジ支援

### 推進方策 3

#### 地域社会における男女共同参画の確立

1. 地域活動における男女共同参画の推進
2. 防災分野における女性の参画促進

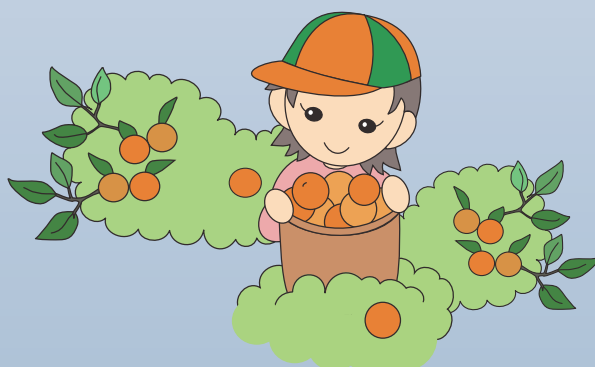
### 推進方策 4

#### 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

1. 多様で柔軟な働き方の普及・促進
2. 家庭生活における男女共同参画の推進

## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは？

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを言います。



## 基本目標Ⅱ

# 全ての世代への男女共同参画意識の浸透(意識改革)

全ての男女が個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての意識と理解を持ち、お互いを認め合う事が不可欠です。

そのため、男女共同参画の視点に立ち、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画を推進するための広報・啓発活動や、家庭や地域、学校における教育を充実し、意識形成を図ります。

また、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どのような場合であっても決して許されるものではありません。暴力を生まないための予防教育・啓発を推進し、あらゆる暴力の根絶に向けた意識づくりに努め、被害者が相談しやすい体制づくりを構築し、被害の潜在化を防止する等、効果的な被害者支援を行う必要があります。市民一人ひとりが意識を高め、あらゆる暴力を許さない社会づくりを推進します。

### 推進方策 1 暴力を許さない社会づくり

1. あらゆる暴力の防止
2. 相談体制と支援体制の充実

### 推進方策 2 男女共同参画の視点に立った意識改革

1. 市民に広がりを持った広報・啓発活動の充実
2. 地域における男女平等意識の啓発

### 推進方策 3 男女共同参画に関する教育・学習の推進

1. 男女共同参画の視点に立った家庭教育・学習の推進
2. 男女共同参画の視点に立った学校教育・生涯学習の推進
3. 国際交流の充実及び国際感覚の向上



## 【女性に対する暴力を根絶するためのシンボルマーク】

内閣府男女共同参画局では、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力を根絶するためのシンボルマークを策定しています。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。



## 基本目標Ⅲ 生涯にわたり安心して暮らせる社会づくり(環境の整備)

男女が共に社会で活躍するためには、誰もがその人生の段階に応じて、自分の意思で職場、家庭、地域での活動にバランスよく参画し、自らの役割を果たすことができる環境づくりが重要です。

そのため、働き方の見直しを推進するとともに、子育てや介護、貧困等への支援を充実し、市民一人ひとりの意識やライフスタイルの転換を図ります。

また、市民一人ひとりが尊重され、生涯にわたり地域社会と関わりながら、健康で安心して生活をおくることができる地域づくりを推進します。

### 推進方策 1

#### 生涯を通じた健康づくり支援

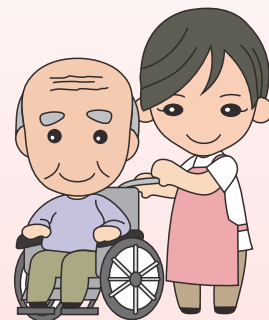
1. 市民の健康増進と健康への意識づくり
2. 男女の性差に応じた健康支援



### 推進方策 2

#### 高齢、障がい、貧困等の困難を抱えた人たちが安心して生活できる環境の整備

1. 高齢者や障がい者等の社会参画の推進
2. 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境の整備
3. 貧困等生活上の困難に直面する男女への支援



### 推進方策 3

#### 安心して子育てができる環境の整備

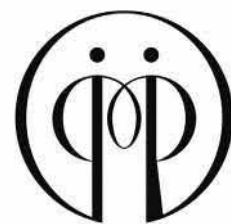
1. 安心して子どもを育てられる環境整備



## 【男女共同参画シンボルマーク】

平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、内閣府男女共同参画局にて作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重し合い、共に歩んでいけたらという願いを込めています。



男女共同参画

# 主 な 数 値 目 標

項 目	平成 23 (2011) 年度	現状 (令和 4 (2022) 年度)	目標 (令和 9 (2027) 年度)
審議会・委員会等における女性の占める割合	18.2%	24.4%	35.0%
選挙時の投票立会人における女性の占める割合	31.3%	37.7%	45.0%
市の一般行政職における課長補佐級以上に占める女性の割合	4.7%	7.9%	10.0%
ひめボス宣言事業所認証件数（市内事業所）	—	—	30 件
農業委員に占める女性の割合	6.4%	8.3%	12.5%
農地利用最適化推進委員に占める女性の割合	—	8.7%	13.0%
認定農業者に占める女性の割合	14.1%	11.6%	15.0%
家族経営協定の締結数	88 戸	85 戸	115 戸
自治会長に占める女性の割合	3.9%	4.8%	6.0%
消防団員に占める女性の割合	0.95%	2.5%	3.0%
防災会議委員に占める女性の割合	0%	12.0%	12.0%
防災士数（うち女性の防災士数）	—	989人 (251人)	1,400人 (340人)
特定健康診査受診率	16.8%	33.6%	60.0%
がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん）受診率	12.0%	4.9~15.0%	50.0%
特定保健指導実施率	41.0%	23.6%	60.0%
妊婦健康診査（公費負担）受診率	98.0%	96.0%	100%

# 主 な 数 値 目 標

項 目	平成 23 (2011) 年度	現状 (令和4 (2022) 年度)	目標 (令和9 (2027) 年度)
市職員の育児休業取得率	男性 2.9% 女性 100%	男性 9.0% 女性 100%	男性 15.0%以上 女性 100%
延長保育実施箇所数	6 箇所	7 箇所	10 箇所
休日保育実施箇所数	—	1 箇所	1 箇所
病児保育実施箇所数	1 箇所	1 箇所	2 箇所
学童保育実施箇所数	9 箇所	11 箇所	13 箇所
一時預かり実施箇所数	—	11 箇所	10 箇所
放課後子ども教室数	10 箇所	13 箇所	15 箇所
放課後子ども教室登録児童数	186 人	310 人	400 人
地域子育て支援拠点施設設置箇所数	—	6 箇所	8 箇所
ファミリー・サポート・センター利用会員登録者数	195 人	415 人	500 人



宇和島市男女共同参画基本計画についてのお問い合わせは

**宇和島市 企画課 企画係**

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

TEL : 0895-49-7003 FAX : 0895-24-1166

Email : gender@city.uwajima.lg.jp